

逗子市渡邊利三奨学金 令和8年度 奨学金受給者募集要項 (新2・3・4年生対象欠員募集)

国内外を問わずリーダーとして活躍したいという高い志を持ち、かつ、経済的理由により大学に就学することが困難な者に対し、奨学金を支給します。

受付期間	令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木)
------	--------------------------

1. 募集人数

新2年生:若干名

新3年生:若干名

新4年生:欠員補充(欠員が生じない場合募集はありません。4月6日以降ご確認ください。)

2. 申請資格

令和8年4月1日時点において、学校教育法に規定する大学(ただし、短期大学及び大学院を除く。以下「大学」という。)の第2学年、第3学年、第4学年に在学する者のうち、以下のすべての要件を備えている者

- (1) 令和8年4月1日時点において、逗子市内に引き続き1年以上居住していること。
- (2) 令和8年4月1日時点において、下記の年齢であること。
 - 新2年生:22歳未満(平成16年4月2日以降に生まれた者)
 - 新3年生:23歳未満(平成15年4月2日以降に生まれた者)
 - 新4年生:24歳未満(平成14年4月2日以降に生まれた者)
- (3) 大学における前年度までの成績がGPA3.2以上(「標準化GPA計算書」により判定。)であること。
- (4) 同一世帯全員の令和7年度市民税所得割額の合計が150,000円未満であること。
- (5) 就学に耐えうる状態であること。
- (6) 毎年開催する奨学金受給者認定証授与式に原則出席すること。

ただし、(1)以外の要件を備えている者は、次のいずれかに該当し、かつ、その父母等が市内に引き続き1年以上居住しているときは、奨学金の支給を受けることができるものとする。

- ・就学地が遠隔にあるとき。
- ・就学の必要上市外に居住するとき。

※(3)(4)については、Q&Aを参照し、不明な場合は事前にお問合せください。

3. 奨学金の概要

- (1) 支給額:年間120万円(月額10万円) ※返済の必要のない、給付型奨学金です。
- (2) 支給期間:学年末の成績が一定の基準を満たすこと等を継続の条件とし、大学の正規の修業年限を修了するときまで(原則4年。医学部等は6年)とします。また大学の正規の修業年限を修了後に大学院に進学する者は、毎年度2名まで最大2年間延長して支給するものとします。
- (3) 支給方法:前期(4月～9月)分を8月に、後期(10月～3月)分を11月にまとめて支給します。(60万円×年2回)

4. 申請手続

(1) 提出書類

奨学金給付申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて提出してください。

- ① 在学証明書
- ② 世帯全員記載の住民票の写し(続柄記載のもの)
- ③ 大学における前年度末までの成績証明書(標準化GPA計算書を記入のうえ、添付)
- ④ 世帯内で所得のある者全員の、令和7年度課税(非課税)証明書

※申請書は原則、パソコンによる入力とし、署名欄にはそれぞれ本人による直筆とすること。署名及び、やむを得ず手書き作成する場合は、黒又は青の万年筆かボールペンを用いて、字の巧拙にかかわらず、丁寧に記入してください。消せるボールペンは使用しないでください。

※小論文には、正確な文字数をよく確認のうえ末尾に記入すること。1,800字以上2,000字以内の規定から外れる場合は採点しません。

※その他財団が必要と認めるものについて、速やかに提出をお願いする場合があります。

(2) 提出方法

申請者本人による直接持参(受付時に申請書類の内容について確認をしますので、必ずご本人がお越しください。)又は郵送による。郵送の場合は、簡易書留郵便にて送付し、受付期間中に届くようご注意ください(必着)。

(3) 受付場所

逗子市役所5階 教育部教育総務課(逗子市渡邊利三奨学金財団事務局)
(所在地・送付先 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16)
電話 046-873-1111(代) 内線511・512

(4) 受付期間及び時間

令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木)

午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日及び正午～午後1時は除く。

※書類に不備や不足があった場合は受付できませんのでご注意ください。

5. 併給について

他の給付型奨学金との併給はできません。ただし、貸与型奨学金・授業料減免制度との併給は可能です。

6. 選考について

応募いただいた申請書の小論文をもって選考を行います。本奨学金制度の趣旨に即し、国内外を問わずリーダーとして活躍したいという高い志を持っているかについても評価の基準とします。なお、ひとり親家庭や生活保護を受給している家庭は選考の過程で優遇します。

決定・支給までの日程は以下のとおりです。

- (1) 募集……………令和8年4月1日～4月30日
- (2) 書類選考・受給者決定……………令和8年5月
- (3) 受給者認定証授与式……………令和8年6月19日(金)
- (4) 口座情報等提出期限……………令和8年7月中
- (5) 前期(4月～9月)分口座振り込み……………令和8年8月

※(2)～(5)については、応募状況等により日程が変更になる場合があります。

7. 奨学金の継続について

本奨学金は、学年末の成績が標準化GPA3.0以上を満たすこと等を条件とし、大学の正規の修業年限を修了するまで継続して支給します。また、大学の正規の修業年限終了後に学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学院(以下「大学院」という。)に進学する者は、**学年末の成績(標準化GPA)の高い順に毎年度2名まで最大2年間延長して支給するものとします。**

継続の際には指定の期日までに、奨学金給付継続申請書に成績証明書や世帯内所得のある者全員の、当該年度の課税(非課税)証明書等を添付し提出していただきます。大学院進学時には大学院の在籍証明書を併せ提出していただきます。

提出された書類により、当該学年の成績が基準を満たさないとき、又は同一世帯の所得が申請資格の基準を満たさないときは、当該年度限りで奨学金の支給を打ち切ります。

8. 奨学金の中止・返還について

受給者が、「7. 奨学金の継続について」の条件を満たさなくなったほか、次のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から奨学金の支給を打ち切ることができるものとします。

(1) 逗子市内から転居した場合(「2. 申請資格」但し書きに該当する場合は、父母等が転居した場合とする。)

(2) 退学又は除籍となったとき

(3) 停学又は留年したとき

(4) 奨学金の支給の目的を達成する見込みがなくなったとき

また、受給者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月分までに相当する奨学金の支給を休止する。

偽りの申請その他不正の手段により奨学金の支給を受けた場合又は、上記の場合において、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還していただきます。

9. 認定証授与式について

奨学金を受給している間、奨学金受給者認定証授与式には、毎年出席していただきます。

令和8年度開催予定日:6月19日(金)18時30分から

10. 成果報告等

受給者は、在学中及び大学又は大学院卒業後、財団の求めに応じ、大学又は大学院進学の結果等を発表するなど、財団の事業に協力していただきます。

■■ 奨学金に関する問い合わせ先 ■■

逗子市教育委員会教育部教育総務課

046-873-1111(代) 内線 511・512